

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉本部 長寿社会課

法令名	老人福祉法	法令の番号	昭和38年7月11日法律第133号				
不利益処分の種類	養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム設置認可の取消等	根拠条項	第19条第1項				
処分基準	(1) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年7月1日厚生省令第19号） (2) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第46号） (3) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月30日老発第307号 厚生省老人保健福祉局長通知） (4) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について （平成12年3月17日老発第214号 厚生省老人保健福祉局長通知）						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	目次 NO